

【監理団体に対する改善命令の内容】

1 改善命令を行った監理団体

- (1) 監理団体名：協同組合エービーエス
- (2) 代表者職氏名：代表理事 齊藤 和浩
- (3) 所在地：群馬県伊勢崎市大正寺町 218 番地 1

2 処分内容

技能実習法第 36 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 3 月 25 日をもって必要な措置をとるべきことについて改善命令を行ったこと。

3 処分理由

技能実習生からの相談に適切に応じるとともに、実習実施者への指導等必要な措置を講じていなかったことにより、監理事業の適正な運営を確保するため、技能実習法第 36 条第 1 項に規定する改善命令を行う必要があると認められたため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社阿部組
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 阿部 勝則
- (3) 所在地：埼玉県川口市青木三丁目 18 番 3 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（6件）

平成30年3月12日認定「認1704013484」「認1704013485」「認1704013486」
「認1704013487」「認1704013488」
平成31年3月12日認定「認1804085492」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和4年3月25日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（同法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：泉製紙株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 宇高 治
- (3) 所在地：愛媛県四国中央市川之江町 1523 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（14 件）

- 平成30年 7月19日認定 「認1811002094」「認1811002095」「認1811002096」
同年 9月 7日認定 「認1811004077」「認1811004078」「認1811004079」
平成31年 3月12日認定 「認1811008578」「認1811008579」
令和元年 9月 3日認定 「認1911003053」「認1911003054」「認1911003055」
令和 2年 4月 8日認定 「認1911008467」
同年 4月27日認定 「認1911008476」「認1911008477」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 4 年 3 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：栄華商事株式会社
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 栄江 竹芝
 - (3) 所在地：徳島県板野郡上板町西分字桜ノ木 26 番地 7

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）
令和2年4月1日認定「認 1910006691」「認 1910006692」「認 1910006693」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和4年3月25日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったことから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：榎島 正紘
 - (2) 代表者職氏名：榎島 正紘
 - (3) 所在地：愛知県豊橋市中岩田四丁目 4 番地 1

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（5 件）

平成30年 3 月 6 日認定「認1706009653」「認1706009654」「認1706009655」
同年 8 月 1 日認定「認1806003429」「認1806003430」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に基づき、令和 4 年 3 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったこと、及び、技能実習生との間で技能実習計画と反する内容の取決めをしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号（同法第 9 条第 6 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：有限会社M&Tアグリシステム
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 渡邊 基樹、代表取締役 渡邊 拓也
 - (3) 所在地：北海道虻田郡京極町字三崎 56 番地

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（11 件）

平成30年7月26日認定「認1801003370」「認1801003371」「認1801003372」
令和元年7月2日認定「認1901001350」「認1901001351」「認1901001352」
同年7月19日認定「認1901002084」「認1901002085」
令和2年1月31日認定「認1901010072」
同年3月5日認定「認1901010797」「認1901010798」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和4年3月25日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（同法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社小鷹興業
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 小鷹 渉
- (3) 所在地：千葉県浦安市当代島 1-16-19 大塚ビル 6 F B

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（12 件）

- 平成30年12月 6 日認定 「認1804065175」「認1804065176」
平成31年 2 月13日認定 「認1804079100」「認1804079101」
令和元年10月17日認定 「変認1904001899」「変認1904001900」「変認1904001901」
「変認1904001902」
令和 2 年 3 月 2 日認定 「認1904087341」「認1904087342」
同年 6 月17日認定 「認1904083612」「認1904083613」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 4 年 3 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

地方出入国在留管理局より外国人の技能実習に係る不正行為に対する通知を受けたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：株式会社竹田製作所
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 竹田 信幸
- (3) 所在地：東京都江戸川区東葛西三丁目 14 番 9 号

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（12 件）

- 平成30年 3 月 26 日認定 「認1704018763」 「認1704018764」
同年 4 月 26 日認定 「認1704018765」
令和元年 9 月 30 日認定 「認1904046376」 「認1904046377」 「認1904046378」
同年10月 9 日認定 「認1904049228」 「認1904049229」 「認1904049230」
令和 2 年11月10日認定 「認2004043669」 「認2004043670」 「認2004043671」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 4 年 3 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により罰金の刑に処せられ、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（同法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：有限会社辻物産
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 辻 淺生
 - (3) 所在地：三重県伊勢市村松町 1365 番地 16

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（1件）
平成 30 年 10 月 5 日認定「認 1806041545」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、令和 4 年 3 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社ミヤシン
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 宮崎 雅信
- (3) 所在地：徳島県板野郡藍住町徳命字小塚 43 番地 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（11 件）

- 平成30年 6 月 6 日認定 「認1810000384」 「認1810000385」
同年 7 月 18 日認定 「認1810001360」 「認1810001362」
令和元年 8 月 8 日認定 「認1910001652」
同年 8 月 16 日認定 「認1910002840」
同年 10 月 4 日認定 「認1910003317」
同年 12 月 4 日認定 「認1910004575」
令和 2 年 11 月 10 日認定 「認2010003390」 「認2010003391」 「認2010003392」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 5 号の規定に基づき、令和 4 年 3 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったこと、外国人技能実習機構の職員に対し、出入国又は労働に関する法令の規定に違反する事実を隠蔽する目的で虚偽の帳簿書類を提示したこと、及び、虚偽の答弁をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号、第 2 号（同法第 9 条第 6 号）及び第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社リアン
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 二瓶 義浩、代表取締役 菅野 忍
 - (3) 所在地：宮城県仙台市宮城野区蒲生字南城道田 48-3

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）

平成30年4月23日認定「認 1702004014」「認 1702004015」「認 1702004016」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第1号の規定に基づき、令和4年3月25日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
認定計画に従って技能実習を行わせていなかったことから、技能実習法第16条第1項第1号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：有限会社レタッチ
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 角谷 節子
- (3) 所在地：岐阜県羽島市竹鼻町狐穴 1765 番地の 1

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（8 件）

平成30年 2 月 7 日認定「認1706002292」

同年 6 月 6 日認定「認1806009435」

同年 8 月 17 日認定「認1806013032」「認1806013033」

令和元年 5 月 24 日認定「認1906006700」「認1906006701」

令和 2 年 6 月 4 日認定「認2006004782」「認2006004783」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号の規定に基づき、令和 4 年 3 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

認定計画に従って技能実習を行わせていなかったこと、及び、外国人技能実習機構の職員に対し、虚偽の帳簿書類を提示したことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 5 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：渡邊 昭
- (2) 代表者職氏名：渡邊 昭
- (3) 所在地：北海道虻田郡京極町字三崎 56 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（7 件）

令和元年 6 月 12 日認定「認1901000267」「認1901000268」「認1901000269」
「認1901000270」「認1901000271」
令和 2 年 7 月 9 日認定「認2001001750」「認2001001751」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、令和 4 年 3 月 25 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 2 号（同法第 9 条第 6 号）に規定する認定の取消事由に該当するため。